

兵庫県公報

平成30年3月19日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（住宅管理課）	1

公布された法令のあらまし

- 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第7号）
普通県営住宅の借上期間の満了による再借上げに伴い、次の普通県営住宅の家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通高層 耐火住宅	ルネシティ新在家南町住宅	神戸市灘区新在家南町1丁目	2戸

規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第7号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款150の項中

「

3	0.8995	81,400
---	--------	--------

」

を

「

4	0.8995	81,400
1	0.8995	82,100

」

に改める。

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成30年兵庫県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定のうち同表2の部普通高層耐火住宅の款112の項中

「

3	0.8995	81,400
---	--------	--------

を

「

4	0.8995	81,400
1	0.8995	82,100

に改める。

附 則

この規則は、平成30年3月20日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。